エコアクション21の運営に関する検討委員会(第1回)

議事要旨

- 1. 開催日時 平成26年11月28日(金)10:00~12:00
- 2. 開催場所 環境省19階 第3会議室
- 3. 出席委員

(委員)

白石 順一 委員長、竹ケ原 啓介 委員、千葉 貴律 委員、古田 清人 委員 (オブザーバー)

一般財団法人持続性推進機構 森下 研氏

(環境省)

総合環境政策局環境経済課 大熊課長、齋藤課長補佐、永宮環境専門調査員

- 4.議事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1)事業の実施状況(報告)
 - 平成25年度エコアクション21認証・登録制度 事業報告
 - 平成26年度エコアクション21認証・登録制度 事業計画
 - エコアクション21 CO₂削減プログラム (Eco-CRIP) 事業報告
 - エコアクション21 10周年記念事業について
 - (2)制度運営に関する事項(審議)
 - エコアクション21ガイドラインの解釈について
 - エコアクション21ガイドライン改訂の方向性について
 - エコアクション21認証・登録制度の改革案について
 - (3)その他
 - 3 閉会
- 5.議事要旨

会議は非公開で行われた。

議題(1)について

・エコアクション 2 1 中央事務局より、エコアクション 2 1 認証・登録制度の実施状況及び 10周年記念事業について、配布された資料を基に説明された。また、環境省より、本年度 環境省事業である CO_2 削減プログラム(Eco-CRIP)について、10周年記念事業の計画について 報告され、了承された。

(説明を受け委員からの主な意見)

エコアクション 2 1 の認証返上の数は理解したが、業種別の分析等は実施されていますか。 製造業のように、省エネなどの取組を実施し、PDCAサイクルを回してコスト削減や生産性 改善等の目に見えるような成功体験があると、認証継続のインセンティブを感じるが、保 険の代理店のような事務所系はインセンティブを感じにくく、そういう業種を無理にカウ ントしている分、かえって返上数が多く見え過ぎているという印象がある。

業種別分析は実施したが、業種による違いは、大きくは見られなかったと思います。産 廃処理業については、許可要件になっているので比較的認証返上は少ないが、それ以外の 業種については、損害保険会社はかなり大量に離脱している他は、業種による違いは見ら れない状態です。とにかく認証という事実だけを必要とし、環境への取組に対する意識が 無い事業者は、すぐに返上に転じてしまう傾向があるようです。

省エネや節電が普段の作業として当たり前になっており、ごみ問題に関しても、もう社会の仕組みとしてリサイクルというのが定着しつつあるという中で考えれば、多分そんなに大きな経営課題になりにくくなってきているため、環境マネジメントシステムという仕組み自体の必要性が低下し、認証登録数が減少しているとも考えられる。ISO14001も、もう少し事業戦略との関連性を強化するような形に改訂されるので、エコアクションの優位性を保ちつつ、どう変えるのかということを考えていくべきである。製造業としては、紙、ごみ、電気ではなくて、サプライチェーンにおける環境に対する情報流通に関する透明な仕組みの構築がニーズです。

ただ単に規格に適合しているかどうかというのを見るのではなく、きちんと経営に寄り添ってアドバイスを継続してできるような審査人を育てていかないと、今後エコアクションを展開していくのは難しいと思う。事業者に対してどのようなアドバイスをしたらよいか、そのためには審査人にはどのような知識が必要かといった審査プログラムの方針のようなものが必要になってくると思います。

審査人研修の重要なテーマは適合性審査から有効性審査へということで、経営に役立つ 審査、あるいは、資源、指導、助言、アドバイスをいかにできるかということで実施して いる。全国大会では、事例の中でロールプレーをして、どのように指導できるかなどを研修している。いかに経験の引き出しをたくさん審査人の頭の中に入れられるかどうかということがポイントだと思っています。あわせて、オンジョブでそういうことを指導する人間も必要だということで、指導審査人(仮称)という形で、後進の指導を適切に実視できる仕組みをつくりたいと思っています。

CO₂削減プログラムについて、来年度はどのようなお考えで、概算要求に臨んでおられるのかご紹介ください。その背景として、参加を促すための呼び水というだけではなくて、この事業を通じての要因分析とか、これから先はどういうふうにするかというファクトを見つける手段として利用すべきいう考えがあります。

基本的には、本事業は26年度と同じ事業を実施する方向です。今年度はこの事業の意義や有効性を、支援相談人や担当地域事務局、それを取り巻くエコアクションの地域事務局、審査人にまで、広く浸透し切れなかったという反省もあり、同じ規模で、もう1年実施する予定です。その上で、今年度の費用削減効果まで含めて、様々な数字を分析してみたいと思っています。

剰余金の内部留保の基本的な方向性ということですが、業種、業態、団体によって必ずしも言えることではないが、可能であれば中期経営計画から逆引きした必要な留保利益というのが一般的な考え方ではないでしょうか。持続性推進機構の現行の考え方を否定しているというわけではございませんが、中期経営計画になるものを策定し、逆引きで検討いただければよろしいかと思います。

議題2について

・ エコアクション 2 1 認証・登録制度の運営に関する事項として、エコアクション 2 1 中央事務局より現行ガイドラインの解釈及び制度の改革案について説明され、了承された。また、環境省より今後のガイドライン改訂に関する方向性について説明され、了承された。

(説明を受けての委員からの主な意見)

現行ガイドラインにおける「全組織が対象」について、現在、サンプリングみたいな形での審査はやっていないのか。やっているのであれば、非常に環境負荷が小さい組織は、内部監査で確認という形で対応できるのかなと思います。

エコアクション 2 1 の場合、従業員100人以上の事業者でないと内部監査が要求事項にはなっていない。中小企業の場合、スタッフが1名の営業所、営業のための名義上、他の事

務所に名目的に間借りしている場合などがあり、そのような環境負荷が特に小さい事業所は、審査でその状況を確認の上、認証・登録の対象範囲から除外させたいという意味です。 現行ガイドラインにおいて二酸化炭素排出総量を記載すること自体はいいと思っているが、総量を目標にすべきだということですか。総量を載せるということ自体はいいと思いますが、昨今、係数が変化していますので、総量でCO₂目標を設定するということ自体にはあまり妥当性を感じていません。総量だけではなくて、原単位で目標を設定してもいいと思いますので、その辺は柔軟な書き方にしておいていただければいいと思います。

ガイドライン改訂に関する方向性に関してですが、本委員会の下に何か作業部会をつくってガイドラインの改訂を検討するということですが、審議会等でよくありますとおり、この会議を再度開催して、その決定を見てという手続ではなくて、環境省の方でいろいるやっていただくということでいいでしょうか。

来年度のことでまだ案ができていませんが、案を作成し、まず座長の白石委員長にご相談をして案を確定。その後、委員の皆様にご報告させていただき、そこでもし特段のご意見があれば、再検討させていただく。というプロセスを考えています。

改革案にある経費確保のあり方について、基本的な方向性としては賛成であるが、新設する中核地域事務局にコミットを要求する以上、中央事務局も何らかの形でコミットすべきだと思います。お互いに汗をかくということをしなければ、より地域事務局に寄った経費配分の比率にするではないかと思います。

前述の方向性は大賛成です。ちゃんと貢献した人たちにそれに応じた資金を配分していこうということで、すごくいいと思います。ただし、成果主義の部分だけでなく、要件を満たした中核地域事務局には一種の固定費はちゃんと入る等の仕組みを少し入れるのが望ましいと思います。

改革案の中にある、新しく地域事務局の公正性・公平性、継続性のあり方についての案の 策定についてですが、エコアクション 2 1 認証・登録制度が環境省の許可を受けて実施す る第三者認証・登録制度であるので、相応しくない地域事務局の認定を取り消す手続もし っかりと作っておくべきであると思います。

地域事務局の認定取り消しの規定は定めています。手順としては、いきなり取り消しということでなく、事前に規程に関する説明を行い、監査を行ったうえ、猶予期間を設けて改善をお願いしますが、それでも改善されない場合には取り消しとなります。地域事務局自身に改善をしていただくということが基本です。

以上